

広島県告示第四百一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成二十六年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

帝釈峡漁業協同組合

2 住所

庄原市東城町帝釈宇山四九〇番地の八

二 免許番号

内水共第四十一号及び内水共第四十二号

三 変更の内容

第五条の表を次のように改める。

ア 区域	イ 漁 法	ウ 期 間
福徳川の山室正利宅前より上流の入谷橋下（上流）まで	手釣, 竿釣, つけ針以外の漁法	6月1日から 8月31日まで
帝釈川の蛸橋より上流の石雲橋（たいこ橋）まで	手釣, 竿釣, つけ針以外の漁法	6月1日から 8月31日まで
庄原市東城町帝釈宇山素麵橋上流側から同町帝釈山中柳田橋下流側及び同町帝釈始終白石中橋下流側に至るまでの帝釈川本流及び支流（始終川）の区域（広島県内水面漁業調整規則による採捕禁止区域）	すべての漁法	10月1日から 3月31日まで
神竜湖	手釣, 竿釣, たも網以外の漁法	1月1日から 4月14日まで